

松原市重度障害者等住宅改造助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者等が住み慣れた地域で、自立し、安心して生活ができるよう、日常生活の基礎となる住宅の改造に係る経費を助成することにより住宅の改造を促進し、生活の利便性を図るため、松原市補助金交付規則（昭和50年規則第6号）に定めるもののほか、助成手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 助成金の交付対象となる者、住宅及び経費は、次のとおりとする。

対象者 (右欄に掲げる世帯属する者)	重度 身体障害者	障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）又は体幹・下肢機能障害を有する3級の身体障害者（児）であって、身体状況等により住宅改造が必要であると認められるもの
	重度 知的障害者	<p>判定機関（次に掲げるものをいう。）において知的障害の程度が重度と判定された重度知的障害者（児）であって、心身の状況等により住宅改造が必要であると認められるもの</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所</p> <p>(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健指定医</p>
対象住宅	<p>対象住宅は、民間の持家又は借家とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。</p> <p>なお、借家については所有者の承諾を得なければならない。</p>	
対象経費	<p>便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の改造に要する経費 第3項に規定する改修費を含む。</p>	

2 前項に規定する対象経費の上限額は、600,000円とする。

3 次に掲げる事業により、住宅改修に要する部品等の給付及び改修費の支給等を受けた場合においては、その支給等額を控除する。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護予防住宅改修費又は居宅介護住宅改修費の支給を受けたとき。当該支給額の算定に係る対象経費額

- (2) 松原市障害者・児等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年10月1日実施)別表1及び別表2に規定する住宅改修費の給付を受けたとき。当該給付額

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、対象者が属する次の各号に該当する世帯の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている世帯及び前年分(1月から3月までの申請については前々年分)の所得税が非課税の世帯 助成対象経費全額。ただし、600,000円を限度とする。

(2) 生計中心者(世帯の中で最も収入のある者をいう。以下同じ。)の前年分(1月から3月までの申請については前々年分)の所得税が40,000円以下の世帯 助成対象経費又は600,000円のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額

(3) 生計中心者の前年分(1月から3月までの申請については前々年分)の所得税が40,001円以上70,000円以下の世帯 助成対象経費又は600,000円のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額

2 前項の規定により、助成金の額を算定する場合において、円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者(第2条に規定する対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者に限る。)は、市長に対し松原市重度障害者等住宅改造助成申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、助成を受けようとする者は、第2号及び第3号の書類に対して符合するように付番するものとする。

- (1) 工事費見積書の写し
- (2) 工事箇所の図面(平面図又は立面図)
- (3) 改造前の工事箇所の写真
- (4) 対象者と同一の世帯に属する生計中心者の前年分(1月から3月までの申請については前々年分)の所得税の額を証する書類
- (5) 借家の場合においては、所有者の住宅改造に係る承諾書

(助成決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理し、審査の上、助成を行うことと決定したときは、松原市重度障害者等住宅改造助成決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 助成は、対象者1人につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（工事の着手等）

第6条 前条の助成決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成決定を受けた後に、工事の着手を行うものとする。なお、助成決定前に着手した工事については助成を行わないものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成対象者は、工事が完了したときは、速やかに松原市重度障害者等住宅改造助成交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、助成対象者は、第2号の書類に対して第4条第2項第2号の図面の番号と符合するように付番するものとする。

（1）工事施工者が申請者に対して発行した請求書の写し

（2）改造後の工事箇所の写真

（3）その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合において、当該改造工事が助成決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めるときは、その交付する助成金の額を確定し、交付する旨を助成対象者に松原市重度障害者等住宅改造助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（助成金の交付）

第9条 助成金は、交付決定後、助成対象者に交付するものとする。ただし、工事施工者が助成対象者から助成金の受領についての委任を受けた場合は、工事施工者に助成金を支払うことができるものとする。

（実施の細目）

第10条 この要綱の定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、市長が定める。

附則

（実施期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

（松原市高齢者・重度障害者等住宅改造助成要綱の廃止）

2 松原市高齢者・重度障害者等住宅改造助成要綱（平成5年10月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 実施日前に松原市高齢者・重度障害者等住宅改造助成要綱の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項第2号及び第3号の規定は、実施日以後の助成申請に係る助成決定について適用し、実施以前の助成申請に係る助成決定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年8月21日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第2項並びに第3条第1項第2号及び第3号の規定は、実施日以後の助成申請に係る助成決定について適用し、実施以前の助成申請に係る助成決定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

松原市重度障害者等住宅改造助成申請書

年 月 日

松原市長 殿

申請者 住所： _____

氏名： _____

電話： _____

対象者との続柄： _____

対象者	住所													
	氏名									電話				
	個人番号													
	生年月日	年 月 日生 (歳)						性別	男 ・ 女					
	身体障害者手帳 有 ・ 無	府・県・市 () 第 号												
	障 害 名	年 月 日 交付 級												
	療育手帳 有 ・ 無	大 阪 府 第 号												
	介護保険 有・無	要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5 年 月 日認定												
	生計中心者氏名									対象者との続柄				
	個人番号													
助成を必要とする状況														
工事内容														
工事見積額	円						住宅の種類	持 家・借 家 (承諾書添付)						
意 見 欄									職名					
									氏名	印				
承 諾 書	<p>私は、助成金を算出するため、貴職員が世帯全員の受給の所得税額及び他制度による住宅改修費の受給状況を調査することについて、承諾します。世帯全員から所得税額の状況を調査することについて、承諾を得ています。</p> <p style="text-align: right;">住所： _____</p> <p style="text-align: right;">氏名： _____ 印</p>													
審 査 階 層	A ・ B ・ 前年分所得税額 [_____ 円]													

住民登録	有 ・ 無	生計中心者氏名	
------	-------	---------	--

* 添付書類 ①工事見積書の写し ②工事箇所の図面（平面図及び立面図）③所得税の額を証する書類
④家主の工事承諾書（借家の場合） ⑤改造前の工事箇所の写真

様式第2号（第5条関係）

松原市重度障害者等住宅改造助成決定通知書

年 月 日

殿

松原市長

印

年 月 日付で申請のあった松原市重度障害者等住宅改造助成については、次のとおり助成すること決定したので通知します。

決定番号		決定年月日	年 月 日
対象者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所		

助成対象工事等の内容

注
意
事
項

1. 工事完了後は、速やかに工事完了届を提出してください。
2. 助成金は、工事完了を確認後に決定し、交付します。
3. 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
 - ① 虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき。
 - ② 助成決定を受けた工事以外の目的に使用したとき。

様式第3号（第7条、第8条関係）

松原市重度障害者等住宅改造助成金交付申請書

年 月 日

松 原 市 長 殿

申請者 住所：_____

氏名：_____ 印

対象者氏名：_____

平成 年 月 日付け決定番号第 号で決定を受けた住宅改造工事が完了しましたので、助成金の交付について申請します。

記

工事着工年月日： 年 月 日

工事完了年月日： 年 月 日

- ※ 添付書類
- ① 工事施工者が申請者に対して発行した請求書の写し
 - ② 改造後の工事箇所の写真

様式第4号（第8条関係）

松原市重度障害者等住宅改造助成金交付決定通知書

年 月 日

殿

松原市長



年 月 日付け決定番号第 号で決定しました松原市重度障害者等住宅改造助成について、下記のとおり助成金額を確定し、交付することと決定したので通知します。

記

対象者氏名	
交付決定金額	円